

「建築士サポートセンター」のサポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートを申込み

建築士サポート申込書に必要事項を記載の上、事務局までメールで送付ください。次の①～③の相談内容に応じて、申請書類・図面等を併せて送付いただく場合があります。

- ①新2号対応関係（新たな添付図書・記載方法等）
- ②構造関係（壁量計算等）
- ③省エネ関係（添付図書・記載方法、外皮計算シート・WEBプログラム等）

※提出方法：メール（データはPDFをお願いします）

提出された資料は、守秘義務厳守の上、原則としてお返ししません。

※申請書類・図面等一式のご提出が原則必要となります。

※建設地が宮崎県外または決定していない場合は、相談をお受けできません。

ステップ2 サポート員の決定と相談内容の確認

- ・申込み内容を確認し、当センターの登録サポート員を決定します。
- ・サポート員は、相談内容及び送付された資料一式をあらかじめ確認します。

ステップ3 相談日時の決定とアドバイスの実施

- ・相談者へ相談日時、相談場所等についてご連絡いたします。
（ご連絡までお時間をいただく場合がございます。あらかじめ余裕を持ってお申込みください。）
- ・提出された申込書、申請書類・図面等に基づきサポート員がアドバイス（助言等）を行います。
- ・アドバイスは、対面又はWeb方式で行います。

※記載内容や算定方法の適否判断や具体的な計画へのコンサル業務は行いません。

【関連リンク】

●改正法の解説について

・[国土交通省ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

●省エネ基準に関する問合せ

・[省エネサポートセンター（外部サイトへリンク）](#)

●省エネに係る設計・工事監理に関する問合せ

・[建築物省エネアシストセンター（外部サイトへリンク）](#)